

社会福祉法人名張市社会福祉協議会会長の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会定款第25条の規定により、会長の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長の報酬は、月額120,000円とする。

(費用弁償)

第3条 会長が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額等は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会出張旅費規程による。

(支払時期及び支払方法)

第4条 会長の報酬は、当月21日に金融機関の口座へ振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支払日が金融機関の休業日の場合はその前日に支払うものとする。

(役員会等への出席)

第5条 この規程にかかわらず、会長が理事会、評議員会等に出席したときの報酬の額は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程によるものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。